# 令和７年度　入札制度の変更について

廿日市市総務部契約課

# はじめに

廿日市市では、入札・契約制度について、透明性、公平性、競争性を確保する観点から毎年見直しを行っています。令和７年度においては、次のとおり入札・契約制度の変更を行います。

# 目　　次

**１　廿日市市工事成績条件付一般競争入札の見直しについて　・・・・・・・・・・・・・・・（Ｐ１）**

市発注工事における工事品質と優良な企業の受注機会の確保を図るため、工事成績条件付一般競争入札を見直します。

**２　技術者等の適正配置について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（Ｐ２）**

建設業法等の一部改正に伴い、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額や監理技術者等の専任を要する請負代金額等の引き上げに伴い、廿日市市発注の建設工事における技術者等の取扱いについての改正を行います。

**３　発注標準等の見直しについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（Ｐ５）**

廿日市市建設工事競争入札取扱要綱別表第４に掲げる発注標準（２）を見直します。

**４　地域条件付一般競争入札の入札参加要件の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・（Ｐ６）**

地域条件付一般競争入札の格付けを見直します。

**５　電子保証の導入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（Ｐ７）**

契約関係事務のデジタル化を推進するため、電子保証を導入します。

## １　廿日市市工事成績条件付一般競争入札の見直しについて

### １　趣旨

市発注工事における工事品質と優良な企業の受注機会の確保を図るため、工事成績条件付一般競争入札を、次のとおり見直します。

### ２　改正内容

工事成績条件付一般競争入札に参加しようとする者に必要な平均工事成績評定点を改正します。

**（改正前）**

(1)　参加しようとする入札と同じ工種（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び水道施設工事の場合にあっては、当該４工種全ての工種とする。以下同じ。）の廿日市市建設工事成績評定要領（平成２０年告示第１２８号。以下「評定要領」という。）に基づく当該入札公告日の属する前２年度間の平均工事成績評定点が、**７８．５点以上**であること。

(2)　参加しようとする入札と同じ工種の評定要領に基づく当該入札公告日の属する前年度の工事成績評定点に６５点未満がないこと。

(3)　当該入札公告日が令和６年４月及び令和６年５月の場合は、(1)の「前２年度間」を「前々年度以前２年度間」に、(2)の「前年度」を「前々年度」に読み替えるものとする。

**（改正後）**

(1)　参加しようとする入札と同じ工種（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び水道施設工事の場合にあっては、当該４工種全ての工種とする。以下同じ。）の廿日市市建設工事成績評定要領（平成２０年告示第１２８号。以下「評定要領」という。）に基づく当該入札公告日の属する前２年度間の平均工事成績評定点が、**７９点以上**であること。

(2)　参加しようとする入札と同じ工種の評定要領に基づく当該入札公告日の属する前年度の工事成績評定点に６５点未満がないこと。

### ３　施行期日

**令和７年４月２４日以降に入札**公告する工事成績条件付一般競争入札から適用します。ただし、施行日前に入札公告を行ったものについては、なお従前の例によります。

## ２　技術者等の適正配置について

### １　趣旨

建設業法等の一部改正に伴い、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額や監理技術者等の専任を要する請負代金額等の引き上げに伴い、廿日市市発注の建設工事における技術者等の取扱いについての改正を行います。

### ２　建設業法施行令の主な変更内容

（１）特定建設業の許可、監理技術者の配置を要する下請代金額の下限について、4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）から5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）に引き上げ。

（２）主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について、4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）から4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）に引き上げ。

（３）現場技術者の専任合理化に伴い、主任技術者・監理技術者及び営業所技術者等の専任工事現場の兼任を可能とする制度を新設。

### ３　廿日市市発注の建設工事における技術者等の取扱いにおける改正内容

下表のとおり改正を行います。

**（１）主任技術者**

| 金額 | 改正前 | 改正後 |
|---|---|---|
| １億円以上<br>（２億円以上） | 兼務不可 | 同左 |
| １億円未満<br>（２億円未満） | | ２件以内<br>（※１）の条件を全て満たすこと |
| 4,500 万円未満<br>~~4,000 万円未満~~<br>(9,000 万円未満)<br>~~(8,000 万円未満)~~ | ３件以内 | 同左 |
| 750 万円未満<br>~~500 万円未満~~<br>(1,500 万円未満) | 兼務制限なし | 同左 |

（※１）

・工事現場間が、一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合に、工事現場間の移動時間がおおむね２時間以内であること。

・下請次数が３を超えないこと。

・連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、１年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。

・工事現場の施工体制を情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じて

いること。なお、情報通信技術については、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであればよい。
・人員配置計画書を作成し、各工事現場及び営業所に備え置くこと。
・工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
・上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例１号に係る条件を満たすこと。

**（２）営業所技術者等**

| 金額 | 改正前 | 改正後 |
|---|---|---|
| １億円以上<br>（２億円以上） | 兼務不可 | 兼務不可 |
| １億円未満<br>（２億円未満） | | １件以内<br>（※２）の条件を全て満たすこと |
| 4,500 万円未満<br>~~4,000 万円未満~~<br>（9,000 万円未満）<br>~~（8,000 万円未満）~~ | ２件以内<br>（廿日市市内） | 同左 |

（※２）
・配置する営業所で請負契約を締結。
・配置する営業所と工事現場との間が、一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との間の移動時間がおおむね２時間以内であること。
・下請次数が３を超えないこと。
・連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、１年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること。
・工事現場の施工体制を営業所技術者等又は経営業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであればよい。
・人員配置計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
・当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
・上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等に係る条件を満たすこと。
※監理技術者としての配置は特定営業所技術者に限る。
（営業所技術者は不可）

**（３）現場代理人**

| 金額 | 改正前 | 改正後 |
|---|---|---|
| 4,500 万円以上<br>~~4,000 万円以上~~<br>(9,000 万円以上)<br>~~(8,000 万円以上)~~ | 兼務不可 | 同左 |
| 4,500 万円未満<br>~~4,000 万円未満~~<br>(9,000 万円未満)<br>~~(8,000 万円未満)~~ | ２件以内<br>（廿日市市内） | 同左 |
| 750 万円未満<br>~~500 万円未満~~<br>(1,500 万円未満) | ３件以内 | 同左 |

**４　施行期日**

令和７年４月１日から施行します。

## ３　発注標準等の見直しについて

### １　趣旨

格付別の発注標準を次のとおり見直します。

### ２　内容

（１）発注標準

土木一式工事及び建築一式工事について、廿日市市建設工事競争入札取扱要綱別表第４に掲げる発注標準（２）を次のように改正します。

ア　土木一式工事

（改正前）

| 請負対象設計金額 | 格付 |
|---|---|
| 5,000 万円以上１億円未満 | A |

⇒

（改正後）

| 請負対象設計金額 | 格付 |
|---|---|
| 1,000 万円以上１億円未満 | A |

イ　建築一式工事

（改正前）

| 請負対象設計金額 | 格付 |
|---|---|
| 5,000 万円以上１億円未満 | A |

⇒

（改正後）

| 請負対象設計金額 | 格付 |
|---|---|
| 1,000 万円以上１億円未満 | A |

### ３　施行期日

令和７年４月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用します。

## ４　地域条件付一般競争入札の入札参加要件の見直しについて

### １　趣旨

地域条件付一般競争入札の格付けを次のとおり見直します。

### ２　内容

業種が土木一式工事及び建築一式工事の格付けに「Ａ」を追加します。

### ３　施行期日

令和７年４月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用します。

## ５　電子保証の導入について

### １　趣旨

契約関係事務のデジタル化を推進するため、電子保証を導入します。

### ２　内容

契約保証及び前払金保証について、紙媒体での保証証書等の提出に加えて、電磁的記録により発行された保証証書（電子証書等）の提出を可能とします。

電子保証の対象となるもの

| 区分 | 保証事業会社 | 損害保険会社 |
|---|---|---|
| 契約保証 | 契約保証証書 | 履行保証保険証書<br>公共工事履行保証証券 |
| 前払金（中間前払金）保証 | 前払金保証証書 | － |

### ３　対象

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務

### ４　施行期日

令和７年４月１日以降に契約する工事・業務から適用します。